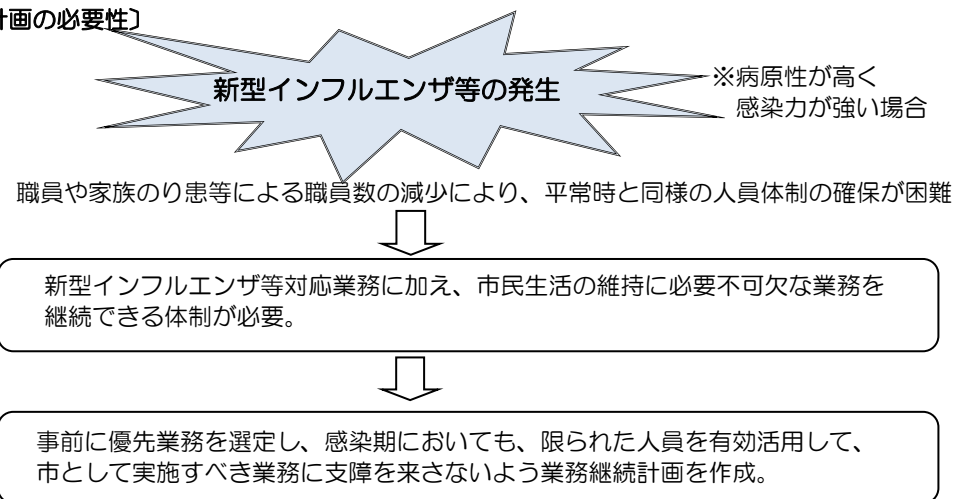


船橋市業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ等編】[初版]概要

第1章 総論

【計画の必要性】



【業務継続計画の目的】

次の3つの事項を主な目的として作成。

- 目的1：新型インフルエンザ等発生時の業務をあらかじめ定めることにより、船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画を適切に実行する。
- 目的2：新型インフルエンザ等への対応に加え、市民生活に必要な不可欠な行政サービスを維持するため、市の業務を「優先業務」と「停止業務」に分類して対応することとし、その基本的な考え方を示す。
- 目的3：市の業務を継続するために必要な体制を整える。
(人員確保、庁舎運営の維持、業務の標準化等)

【被害想定】

- り患者数・・・人口の25%
- 流行期間・・・約8週間
- 流行のピーク時（約2週間）の欠勤率・・・最大40%程度

【業務継続計画の適用範囲】

市長事務部局、消防局、教育委員会事務局、各行政委員（会）事務局、議会事務局
※病院局は診療継続計画を作成

第2章 基本的な考え方

【業務継続の基本方針】

- ① 新型インフルエンザ等対応業務については、優先的に実施する。
- ② 通常業務のうち、市民生活に必要な不可欠な業務は継続し、市民生活等に与える影響の少ない不急の業務については、職員の欠勤状況により段階的に縮小する。
- ③ 感染拡大につながる恐れのある業務については、極力休止する。

【業務区分の設定及び選定基準】


業務区分		位置付	選定基準
優先業務	新型インフルエンザ等対応業務	S	・新型インフルエンザ等の発生により、これに対応するため新たに実施しなければならない業務（各部共通の事務含む）
	通常業務 継続業務	A	・新型インフルエンザ等発生時においても業務を休止すると市民生活や社会機能維持に重大な影響が生じるなど中断することができない業務 ・業務を停止できないが、通常どおり継続すべきとまではいえず、業務量を縮小する、又は業務の実施方法を変更する等して継続する業務
停止業務	停止可能業務	B	・A業務、C業務以外の業務 ・中断し、又は停止しても市民生活等に与える影響が比較的少ない業務 ・1か月先に先送りのできる不急の業務
	休止業務	C	・感染拡大防止の観点から、積極的な休止等が望ましい業務、

【業務区分ごとの選定結果】

新型インフルエンザ等対応業務	374 業務
通常業務	3,460 業務
継続業務（A）	1,074 業務
停止可能業務（B）	1,672 業務
休止業務（C）	714 業務
計	3,834 業務

【県内感染期における優先業務の必要人工】

未発生期の人工	出勤可能人工(60%)	S業務の必要人工	A業務の必要人工	S業務+A業務の人工	過不足
3,913.9	2,348.3	515.5	1,203.1	1,718.6	629.7

優先業務を実施する上で、各課の人員が不足した場合の職員動員の目安 

第3章 保健所の体制整備

保健所は、対策チームを編成して新型インフルエンザ等へ対応。

チーム名	主な所掌事務
実施対応チーム	新型インフルエンザ等対策本部会議の開催 予算、人員に関する業務
広報チーム	市民に対する知識の普及・啓発 広報・ホームページ
企画調整チーム	新型インフルエンザ等対策の全体調整
相談窓口チーム	相談センターでの相談業務
予防・まん延防止チーム	感染拡大防止対応
医療体制支援チーム	患者・検体搬送、医療体制の支援

第4章 業務継続のための体制整備

【業務継続のための健康管理】

職員の健康管理の徹底（個人・職場）

【庁舎内での感染予防・感染拡大防止策】

庁舎内の感染拡大防止策、職場の清掃・消毒 等

【業務継続のための人材の確保等】

人員配置計画の作成、業務の標準化、職員の出勤状況の確認、執務体制等の変更、人員配置の調整

第5章 業務継続計画の実施

【業務継続計画の発動及び業務の再開判断】

新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の判断により発動。解除についても、対策本部が感染状況、国及び千葉県、近隣自治体の状況等を総合的に考慮し決定。

【発生段階ごとの運用】

発生段階ごとの運用イメージ

業務区分	発生段階	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期) ～ 県内発生早期	県内感染期	小康期
		S業務 (新型インフルエンザ等対応業務)	実施	実施	実施
A業務 (継続業務)	継続	継続	継続 (方法変更も)	継続 (通常レベルへの復帰)	
B業務 (停止可能業務)	継続	継続	停止 職員の欠勤率に応じ段階的に停止	再開	
C業務 (休止業務)	休止準備 ※保健所は 休止	休止	休止	再開準備	

※停止可能業務は、職員の欠勤率（10%、20%、30%）に応じて停止する業務を定め、段階的に停止。

第1段階：欠勤率10%になった場合

第2段階：欠勤率20%になった場合

第3段階：欠勤率30%になった場合

欠勤率40%時には全ての停止可能業務を停止することが可能となり、停止可能業務及び休止業務に従事していた人員は、必要に応じ、応援・交代要員として優先業務に従事する。

【業務継続計画運用上の注意】

新型インフルエンザ等の感染力、職員の欠勤率等を考慮し、弾力的、機動的に対応。

【業務継続計画の推進】

優先業務を円滑に実施するため、危機管理部門及び総務部門は有機的な連携の下、一体的に対応。

【業務継続計画の見直し】

次の場合、適宜見直す。

- ・新型インフルエンザ等に関する新たな知見が得られた場合
- ・行動計画を改定した場合
- ・組織を改正した場合